

第6章 津波対策の教育・啓発

地震・津波災害による被害を最小限に食い止めるには、防災に携わる職員の資質の向上と住民一人ひとりが日頃から地震・津波災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び住民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮するよう努める。この他、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いにも配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

1 防災業務担当職員に対する防災教育

町は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等を通じ防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育はおおむね次のとおりである。

- (1) 地震・津波災害についての一般的知識の習得
- (2) 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応に関する知識の習得
- (3) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- (4) 災害を体験した者との懇談会
- (5) 災害記録による災害教訓等の習得

2 住民に対する防災思想の普及

(1) 町は、津波による人的被害を軽減する方策として、住民一人ひとりの避難行動が基本となることを踏まえ、以下を実施する。

- ・地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の解説
- ・津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明
- ・自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）が避難の妨げになることなどの啓発活動
- ・学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育

なお、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。また、地域の災害ととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、住民主体の取組を支援・強化することにより、町全体としての防災意識の向上を推進する。

また、普及啓発の方法及び内容は次による。

ア. 普及啓発方法

- (ア) 防災の日、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を実施し、防災思想の普及を図る。
- (イ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ又は新聞で行う。
- (ウ) 防災に関するホームページ・パンフレット・ハンドブック・ポスター等を活用した普及啓発を行う。また、災害時にホームページが活用されるよう促す。
- (エ) 防災に関する講演会等を開催する。

イ. 普及内容

- (ア) 基礎的な地震・津波災害に関すること。
 - ・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識
 - ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
 - ・津波の第1波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第2波、第3波等の後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
 - ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難場所や指定避難所等として指定された施設の孤立や被災もあり得ることなど、地震・津波に関する想定・予測の不確実性
- (イ) 住民のとるべき措置に関すること。
 - a 家庭においてとるべき次の措置
(平時)
 - ・家庭における各自の役割分担
 - ・災害用伝言ダイヤル等による家族の安否確認方法
 - ・家具等重量物の転倒防止
 - ・感震ブレーカーの設置
 - ・消火器、バケツ等の消火用具の準備
 - ・最低3日分、推奨1週間分の食料、水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（貴重品（通帳、保険証、現金）、服用している薬、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池等）の準備
 - ・指定避難所、避難路の確認

- ・ 指定避難所における行動、警報等発表時や、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- ・ 家庭内における地震・津波発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- ・ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
(災害時)
- ・ 身の安全の確保
- ・ テレビ（ワンセグメント放送を含む）、ラジオ、インターネット、市町村役場、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・ 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応
- ・ 自動車や電話の使用の自粛
- ・ 火の使用の自粛
- ・ 灯油等危険物やプロパンガスの安全確保
- ・ 初期消火
- ・ 被災者の救出、救援への協力
- ・ 炊き出しや救援物資の配分への協力
- ・ その他

b 職場においてとるべき次の措置

(平時)

- ・ 職場の防災会議による役割分担
- ・ 職場の自衛消防組織の出動体制の整備
- ・ ロッカー等重量物の転倒防止対策
- ・ 消火器、バケツ等の消火用具の準備
- ・ 重要書類等の非常持出品の確認
- ・ 防災訓練への参加

(災害時)

- ・ 身の安全の確保
- ・ テレビ（ワンセグメント放送を含む）、ラジオ、インターネット、市町村役場、消防署、警察署等からの正確な情報の把握
- ・ 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応
- ・ 自動車による出勤、帰宅等の自粛、危険物車両の運行の自粛
- ・ 火の使用の自粛
- ・ 危険物の安全確保
- ・ 不特定多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保
- ・ 初期消火
- ・ 被災者の救出、救護への協力
- ・ 職場同士の相互協力

・その他

(2) 公民館等の社会教育施設を活用した研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災思想の普及推進を図る。

(3) 町は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講じる。

ア. 津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、県が津波浸水想定を設定するとともに、町が当該浸水想定を踏まえて指定緊急避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップを作成し、住民等に配布する。

イ. 町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、予測値を示すのか、あるいは数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

ウ. 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面表示等に含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、土砂災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

エ. 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

オ. 高潮による危険箇所や、指定緊急避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等に含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、高潮災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。

カ. 地震防災マップを作成し、住民等に配布する。

キ. 地震防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

ク. 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

ケ. 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

3 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。